

参議院建設・水産連合委員会會議録第一号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)午前
十一時十四分開会

委員氏名

建設委員

委員長 深川タマエ君

理事 石井 桂君 理事 石川 榮一君

理事 三浦 辰雄君

石坂 豊一君 小澤久太郎君

小龍 彬君 鹿島守之助君

赤木 正雄君 飯島進次郎君

小笠原三男君 近藤 信一君

小林 孝平君 田中 一君

堀 眞澄君

水産委員

委員長 森崎 隆君

理事 千田 正君 理事 秋山俊一郎君

平井 太郎君 青山 正一君

野田 俊作君 森 八三三君

木下 源香君 山田 節男君

菊田 七平君

出席者は左の通り。

建設委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

水産委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

森崎 隆君

秋山俊一郎君

千田 正君

青山 正一君

野田 俊作君

森 八三三君

木下 源香君

山口 節男君

山内 隆一君

山中 一朗君

武三君

菊池 璋三君

武井 篤君

阿 尊信君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

林 達磨君

につぎまして建設、水産連合委員会を
開会いたします。慣例によりまして、
私が委員長のお席を汚します。

なお念のため建設委員会における本
法案の今までの経過を申し上げますと、
去る五月十日当委員会に付託、五月十
一日福島調達庁長官より提案理由の説
明を聴取し、同日、日本国における外
国軍隊の施設使用状況、国連軍関係の
事故発生件数、国連協定第十八条関係
の事故補償の取扱状況等について資料
要求がなされ、昨十八日資料の説明を
聴取したところでございます。

本日は先ず本案の内容について一応
説明を願ひ、これについて御質疑をし
て頂くようにいたしたいと存じます。

只今政府側よりは調達庁山内総務部
長、山内不動産部長、水産庁立川漁政
部長がお見えでございます。

○森崎隆君 総務部長さんに聞きます
が、こんな場合には御案内しなくても
長官は必ず出席すべきものだと考えま
すが、今日何か差障りがあるのですか。
調達庁関係の場合は長官はもう始
んど来ないのですか、これは何か理由
がありますか。言わなくても当然来べ
き責任があると思ふ。

○政府委員(山内隆一君) 長官は海外
関係の仕事が近頃非常に多いので、今
日も海外関係の仕事で外出いたしてお
ります。従つて先ほど連絡いたしまし
たけれども、そんな関係ですぐお伺い
することも困難であります。又こちら
の事情によりましては、先ほどの話合
いにおいて成るべく来てもらうように

通知いたしますけれども、今のところ
そんな関係で出席困難であります。

○森崎隆君 強く一つ要望いたしてお
きますが、これは当然所管の問題でござ
いますから、是非出て頂くように
に、関連のあることでございまして、こ
ら、念のため今後一つ委員会には特に
誠意を以て、海外関係がありまして、こ
ちらを先にして頂くように是非一つ強
くその意思を伝えておいて頂きます。

○千田正君 今委員長からのお話によ
ると、すでに建設委員会におい
ては提案の理由の説明も聞かれ、或い
は必要な資料の提出も求めておられ
るようであります。私は本案の審議
に先立つて特に聞きたいのは、一体こ
の法律は何に基礎を置いて出されたの
か、根本の問題ですね。例えば一九五
一年の九月八日におけるところの吉田
総理大臣とアチソン國務長官との間に
交換された交換文書に基いてこの法案
が出されておられるのか。それともその後
におけるところの日米協定におけると
ころの附属的な一つの国連軍との交渉
の案件として出されておられるのか。そ
ういふ根本的理由なしに我々はこの質疑
をするわけには行かぬのでありまし
て、それははっきり当該行政担当長
官からその趣旨を聞いてからでなけ
れば我々は審議に入りたくないので
す。理由なくただ持つて来られたんじ
や……。それはなぜかというところ、この
法案の内容を見るところ、当然なさ
なくちやならないところの補償もなさ

れておられないし、当然行われておられ
なければならぬところのいろいろの
損害に対するところの支払も十分され
ておらない現状であります。故に、こ
の法案を提出する前にその態度をはつ
きりしてもらつてから私は審議に入り
たいと、少くとも水産に關係する問題
についてはかような観点から私は申上
げておるのであります。

○委員長(深川タマエ君) 千田委員に
申し上げます。只今下田条約局長が見え
ましたが、後ほど当該行政長官の出席
を求めることにいたしますけれども、
一先ずこの下田条約局長に御質疑をな
さいませうか。

○千田正君 結構です。

○委員長(深川タマエ君) それでは先
ほど申し上げましたように、一先ず法案の
内容につきまして説明を聞くことにい
たします。

○千田正君 その前に私は質問したい
と思ひます。大臣が来なかつたら、大
臣にはあとから又責任ある答弁を求め
ますけれども……。

只今条約局長が見えておられますか
ら伺ひますが、このたび我々が今審議
しようとしてますところの日本国におけ
る国際連合の軍隊の地位に關する協定
の実施に伴う土地等の使用及び漁船の
操業制限等に關する法律案、この法律
案は、これを出される基礎はどこにお
いて出されておられるのか。例えば一九五
一年における交換文書におけるところ
の基礎において出されておられるのか。或
いは日米協定の附属としてこういう問

題を取扱ふ意味において出されておるのか。その点を明らかにその提出の理由を説明して頂きたい。

○政府委員(下田武三君) この法案自体は私の担当ではございませんが、国連軍協定その他を担当いたしております。只今御指摘の、法案の背後にある根本の点につきまして、私の承知しておるところをお答え申し上げます。撤兵の原則が定められました。そして占領軍というものは平和条約の発効後一定期間後にいなくなるわけでございますが、不幸にして平和条約発効前に朝鮮動乱が起りましたために、平和条約の第五条におきまして、日本国は国際連合憲章の義務、なかんずく第二条の国連の行動についてあらゆる援助を与える義務というものを平和条約で負うことになりました。差当り朝鮮動乱につきまして国連がとつております行動について、日本が如何なる援助を与えるかというその援助の態様をきめたのが先ほど仰せの吉田、アチソン交換公文でございます。つまり朝鮮における国連軍に日本において後方基地としての使用を許すという考えでございます。そこで日本といはしましては、一方におきまして平和条約と同時に発効いたしました安保条約で、これは日本自体を守るための米駐留軍というものを、他方において只今の吉田、アチソン交換公文で、現実の目的は朝鮮における行動にあるのであるけれども、日本においてその朝鮮における行動を支持するための国連軍の滞在を許すという二本建の取極ができたわけでございます。そこで御承知のように米駐留軍の地位、待遇等を定めましたが

のは安保条約第一条に基づきます日米行政協定でございます。行政協定は早くできましたが、この行政協定に關連いたしました、米駐留軍が海上水面その他で演習その他をする場合に、これに伴う日本の漁業者、水産業者の損害補償という問題は、やはり法律によつてこれを解決する措置が与えられておつたわけでございます。それが遺憾ながら国連軍の地位、待遇を定める国連軍協定というものが締結が非常に遅れまして、この遅れた理由は、日本側が裁判権に關するNATO方式を固執いたしたのが最大の原因でございますが、その他の財政事項につきましては日本側としては非常に強硬な態度で臨んでおりましたために、なか／＼先方が受諾いたしましたので、やつと本年に至りましてできたわけでございます。そこで国連軍協定の協定自体はできたのであります。この協定の実施に即応いたしましてたくさんの国内法令を必要といたします。只今御審議を願つております法律案その一つにはかならないわけでございます。日本側といはしましては、できれば国連軍側に漁業者に対する損害補償等を負担させたいのであります。これはなか／＼先方もそのままでの負担は応諾いたしませんので、結局これは日本側が負担しなければならぬということ、国内法令で以て措置するという方針に相成りました。そうして関係省のほうでこの法案を御起草になりました御提出願つた次第でございます。

でございしますから、結局漁業者に対する損害の補償を国連側が負担するか或いは日本側が負担するかという根本問題でございします。が、結局財政経済問題につきましては、米軍と異なりまして、日本は米駐留軍に対しては防衛分担金を負担するほか、国有施設をただで貸す或いは民有家屋、土地等の借料を日本側が払うという負担をいたしておるのではありません。国連軍に対しては防衛分担金のような経費は一切日本側が負担いたしません。唯一の負担は、国有財産を貸した場合には、取り得べかりし借料の足りない分という消極的負担でございまして、民有家屋等の借料はこれは国連軍が負担する。そこで漁業者に対する損害賠償の点も、結局これは日本側で負担するということと線を引きました結果、その問題を国内法で措置する必要があると来た。そういう關係になつておる次第でございます。

○千田正君 大体わかりましたが、そのうちに特に問題のあるのはこの交換文書の第五条におけるところのいわゆる合同會議、国連側と日本側との間の合同會議を通じて會つてなされたところの協定なり、そうした申合せなりというものは、今度新たに出来たこの法律において追認されるのであります。それは今まで合同會議を通じてなされた一つの案件というものは別個に考えられるつもりで出されておるのかという点において私は非常にここに疑義を生ずるのであります。その点はどういうふうに考えられますか。

○政府委員(下田武三君) 合同會議は仰せのように協定の規定ではすでに規定しております。協定自体は御承認を得たわけでございます。実はこの国連軍協定の発効をこの關係法令の成立まで遅らしておる次第でございます。

す。と申しますのは、協定だけが実施されまして、只今御審議を願つておられます法律初め關係法令が実施せられませんが、これは協定だけでは動かないわけでございますので、先ずこの法案を御承認を得まして、それが実施の運びになりました上で国連軍協定を発効させる。この国連軍協定を発効させるためには日本政府が正式の受諾の通知をいたさなければならぬのであります。その受諾通知を本法案の成立後にいたしたいと思つておるわけでありまして、そうしますと御指摘の合同會議は只今ただ紙の上の存在でございますが、協定実施後に初めて實際の機關となるわけでありまして、

そこでこの漁業者の損害補償等の問題もやはり合同會議の議題に上ることがあり得ると思ひます。これは日本側が負担すると思ひます。何でもかでも負担するといふわけには行かないのでございまして、当然先方の故意、過失によりまして生じた負担はこれは先方に負担せなければならぬといふ日本側の立場がございします。どうしてもこれは国連軍が存する以上止むを得ない結果生じた負担は、これは日本側で負担すべきだと思ひますが、そうでないものはやはり先方に負担させたといふのが飽くまで日本側の立場でございします。その現実の負担をどちらでやるかという問題が、やはり合同會議の議を経まして決定に相成る、そういう關係に相成ると思ひます。

○千田正君 そこで非常にここに疑義が生じて来るのは、今あなたのおつしやつた交換文書の協定の法律的效果というものは、当分国内における諸般の法律が制定されるまでその発効を待とうという意味で延ばされて来ておる。實際の損害というものは過去数年の間に幾多行われておる。併しながら今度新たに提案された法律案の内容を見ると、これはこの法律の発効後じやなければ……、発効後においてのみ補償されるような法律案なんです。だから今まで待つておつた期間の損害の實在に對するところのいゝゆる請求權というものはこの法律においては無視されておる。だから實際においてこうむつた損害に対する請求の一体発効はどこにあるのかというところの疑義が我々は生じて来るのであります。このいゝゆる合同會議そのものが、今新たに施行される法律の割に何らかの用途をとらなくちやならないはずのものが今までとらなかつた。而もこの法律では発効後じやなければ補償がもらえない。而も発効前に行われたところの損害に對するところの請求權は無視されておる。というところに非常なこの法律の欠陥が我々はあると思ふ。でありますから、その点の疑義をはつきりしておらないといふと、この法律案に對していろいろ問題が起きて来ると私は思ふのであります。その根本的ないゝゆる立案の基礎を聞きたい、かようなわけで質問しているわけでありまして、

○政府委員(下田武三君) 仰せの問題は、実は私も担当ではございませぬが、私もどがつております。点では、これは米國駐留軍の場合と同じような種類、方式がとられるのではないかと、つまり行政協定もこれは講和発効後に実施されたわけでありまして、ところが占領中から漁業者に対する損失というものはすでに起つておりました。

そこで行政協定に伴う特別損失補償法の項目では、法律の実施後のことだけを規定しておるのでありますが、その法律実施前の場合はどうしたかと申しますと、これはやはり見舞金、その他の支給によつて解決を図つたのではないかと申すのであります。

そこで今回の場合も、この特別損失補償法実施前の損害につきましてはやはり見舞金の交付ということで解決されるのではないかと、そういうふうに伺つておるのでございます。

○千田正君 その見舞金を出すのは、いわゆる合同会議において一応話し合ひの上で出したのじゃないでしょうか。そうだとすればいよいよ一つの追認という形式になつて来るのじゃないかという点を私は聞きたいというのです。

○政府委員(下田武三君) 合同会議の議題のほうは余り制限はございませんで、無論この国連軍協定及び関係国内法令の実施前の問題も相談して一向かまわれないわけでございますので、先ほど申し上げました、一体日本側が負担するか、先方が負担するのかわからない問題のけじめを付けるためには、いわゆる合同会議で相談いたすという場合もあると思ひます。そこで日本が負担するということにきまつた場合に、過去のものの見舞金を日本側が補償するということに相成ると思ひます。

○千田正君 問題は今の点が非常に我々水産委員会としては、重大な問題でありまして、例えは今おつしやられた見舞金……見舞金程度では実害をこうむつた漁民なり漁業経営者は承知しないのであります。でありますから、その不足な分が果してこの法律によつて補償されるかどうかというところに一

応疑義があるものであります。こゝういふ根本的な問題がかかつてこの法律案の審議の途上に生れて来ると思ひますが、今日は私は先ほど委員長の仰せられたように、一応ここにおいて提案の理由なり何なりを説明されて、そして審議に入られることは差支えなないと思ひますが、なお疑義が生じましたら改めて又条約局長なり何なりに来て頂いて、根本的な問題についてあとから又質問をすることにしたします。

○政府委員(山内隆一君) 只今のお尋ねは条約局長に対してのように見えますけれども、内容は実は今条約局長の言われた通り、今の問題は私のほうの所官に属すると思ひますので申上げておきたいと思ひます。

只今御不審のある議和条約発効後からこの国連軍協定の効力発生の日までの間をどうするかということが、今御審議を願つておる法律の第二条にはつきり書いてあります。これをどうするかという問題であります。条約局長の言われたように、この間の処置は形式は見舞金の形式で、実際の損害をよく調べまして見舞金の形で支給する予定であります。が、併し見舞金であるからと言つても、本法律の実施後の、第二条に書いてある事業の損失に対する損害賠償よりも非常にこれは割引するのだ、非常に安くするのだという考え方は毛頭ないものであります。実質的には同じであります。形の上、理窟の上から言つて、その間を予算措置で見舞金の形で支給したいというわけでありまして。

でなぜそういうふうなことにしたかと申しますと、駐留軍の場合にはすでに法律がありまして、それによつて漁

船の操業制限をやる場合にはそれ／＼の詳細な手続をとつてやつております。従つてそれによる損害補償をやつておりますが、実は呉地区の一部にやはり駐留軍が水面を使つてゐるところがございまして、その呉地区の駐留軍でやつてゐるその使い方が、他の地区でやつてゐるのと同じに、正式な漁船の操業制限等に関する法律に基いた手続をとつておりません。とつておられないでつと使つておられて、それで補償の場合には、実際の損害をよく調べ、話合つて、そして見舞金として支給いたしております。そしてまた、駐留軍の場合に、すでに呉地区において議和条約発効後からこの国連軍協定の締結の日まで、或いは今後といへどもこの駐留軍についてはそういうふうになる場合もあるかも知れませんが、とにかくその期間においては駐留軍がすでにかゝるような方法をとつてゐるのだから、国連軍についてだけ特別に法律で明記するということはどうかと、こういう一つの考え方、いま一つは、法律の一般の原則を見まして、成るべく遡及効を認めない、遡つて効力を生ずるような形は避けたいという考え方と、二つの理窟から相対つてその点法律に、はつきり書かなかつたわけですが、実際は今申上げたようなやり方で、決して不公平な取扱ひをするこゝとは毛頭ないことに話合がついておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○千田正君 まあそういう技術的な問題はさうだとしても、むしろ日本は独立と同時に国連軍の、いわゆる駐留軍を我々は認めたくないものでありまして、むしろそれによつて損害を生じて

いる面は速やかにこれは補償すべきが当然の問題だらうと思ひます。だから法律を提案した理由についてはいろいろまあ立場によつて違ひかも知れませんが、従つてそのことによつて損害をこうむつてゐるその漁船その他にとつては重大な問題でありますので、なお一応この法案が出た以上は、法案のいろ／＼な説明を伺ひまして、質疑を質して、そして後に又根本問題について私はなお改めて質疑をしたいと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) では政府の方、初めに返しまして、法案の内容につきまして一応御説明下さい。

○政府委員(山内隆一君) それでは長官に代りましてこの提案理由を御説明申上げたと思ひます。

只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結に伴ひまして、国際連合の軍隊が同協定の効力発生の際現に使用してゐる土地等と同協定の効力発生の日以後なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供する必要がある場合におきまして、それらの土地等の所有者等との間に使用についての協議が成立しないものがあつたる際、日本国とアメリカ合衆国との間の全安保条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等の特別措置法の規定によりアメリカ合衆国軍隊の用に供するため必要がある場合に土地等の使用又は取用をいたす例によりまして、これを使用し、又は取用す

ることができ得ることといたします。と共に、国際連合の軍隊がこの協定の効力発生の際現に使用してゐる水面を同協定の効力発生の日以後、なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の全安保条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等の特別措置法の規定によりアメリカ合衆国軍隊の用に供するため必要がある場合に土地等の使用又は取用をいたす例によりまして、これを使用し、又は取用す

る場合の例によりまして、漁船の操業を制限又は禁止し、且つこれによりこゝろゝゝ漁民の損失を補償することができ得ることといたします。国際連合の軍隊による施設の使用を円滑にするための措置を講ずる等の必要がありま

すので、今回日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案をここに提案いたすこととしたのであります。

本法律案の内容につきましては、第一条は、先に申し上げました国連軍協定の実施に伴う土地等の使用等についての規定でございます。即ち、国連軍協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用してゐる土地等を同協定の効力発生の日以後なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合には、内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の全安保条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定の例により土地等を使用し、又は取用することができ得ることとした

し、その際特別措置法附則第二項の規

定の例により土地等を一時使用いたします場合についての所要の説き替へをいたしております。

第二条は、国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等についての規定でございます。即ち国連軍協定の効力発生の際に現に使用している水面を同協定の効力発生の日の後なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合におきまして、内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定により漁船の操業を制限、又は禁止し、且つこれによりこうむつた漁民の損失を補償する場合の例により、漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失補償が得るようになつております。

附則第二項におきましては、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律の改正を行わんとするものであります。即ち同法にいうアメリカ合衆国軍隊の行為と全く同種の国際連合の軍隊の行為により農林漁業者等がその事業の経営上こうむつた特別損失をアメリカ合衆国軍隊の行為による場合と同様に補償する必要があるための改正であります。

なお、かかる損失の補償につきましては、同法の附則第一項の趣旨にあわせこの法律の附則第一項後段で日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用することとしたのであります。次に附則第三項におきまして、調達庁設置法の改正を行わんとするものであります。即ち国際連合の軍隊に水面

を使用させるための漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償並びに国際連合の軍隊の行為による特別損失の補償等が調達庁の業務として附加されることとなりますので同業務を調達庁の不動産部の所掌とすることとし、併せてこれらの損失の補償について中央調達不動産審議会に諮問し得るよう所要の改正を加えたのであります。

最後に附則第四項におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の改正を行わんとするものであります。

これは前国会におきまして土地収用法にあつた制度の新たな規定が挿入されましたため、特別措置法で引用いたしました条文も改正されましたので、それに伴う改正をいたしましたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上速やかに可決されるようお願いいたします。

○委員長(深川タマエ君) 御質疑のある方は順次御発言願います。

○秋山俊一郎君 只今提案理由及びその概要を御説明になりましたが、逐条的には御説明はないのですか、一応。

○委員長(深川タマエ君) 御必要でしたら願うことにいたします。

○政府委員(山内隆一君) それでは今の提案理由の説明に極く簡単に各条文のことを申し上げましたが、なおこの法律案につきまして少しく附加して御説明申し上げたいと思ひます。

第一条の初めに書いてあります条文は、これは眼目は国連軍が現に使用している土地等でも今後必要であるものにつきましては、この特別措置法の規定によつて土地を使用し又は収用する場合の例によつて処理する。こういうことの原則を書いてあります。この点の一番眼目は、駐留軍の場合と違ひまして、今現に使用しているもの以外に新たな要求は考えていないということが大事な点でございます。

それから一条の後段に書いてありますのは、原則は特別措置法の規定によつて収用、使用する場合の例によつてできると書いてありますが、併しいきなりこれによつてすぐやるということではなくて、その前にできるだけの努力を、円満な契約締結に努力をするというこゝを前提として、それで駐留軍の場合には安全保障条約効力発生の日から九十日までにはこれはまあ当然従来のまま使用し得るわけですが、九十日たてば今度は原則としては撤退しなければならぬ。併しその九十日の間にできるだけ話合つて円満締結に努めるのであります。それができない見通しが付けば、一時使用の手続がきめられまして、六カ月だけはこの一時使用の簡単な手続で使用する。収用することができるようになつておりますが、この場合はそういう九十日というようにはつきりした日限はないのであります。それに丁度相応するような方法としてはどうするかという点が問題でありまして、一番この第一条の最後にあります「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内に」とあるのは、この場合には「協定の効力の発生の日まで

に、あらかじめ」というふうに読み替へをして適用したい、こういうのであります。協定の効力がいつ頃発生するかという、いつかということとはつきりわかりませんが、大体いつ頃発生するかということは今後の進み方で大よそわかりますから、できるだけ早く現に使用しておる土地等を使用するといふ申出のあるものについてはその所有者と十分に話し合ひをして円満に契約を締結できるように努力するが、それがなか／＼困難であるというやうな場合には、今のこの「協定の効力発生の日まで」、あらかじめ」という趣旨によつて、一時使用の手続もできる、こういうことを書いたのであります。

それから第二条は漁船の操業制限に関する問題であります。これはこの文章にあります通り、国連軍の場合におきましても、やはり現に使用しておる、又はこれは土地建物と違ひまして、場所によりましては絶えず継続して使用する場合に限らないわけで、或る時期を固して使おうというのがありますから、無論そういうのを含めまして、駐留軍の場合と同じやうな方法で取扱へ、こういうことを書いてあるわけでありまして。

それから附則のほうにおきましては、特別法のことを附則の一に書いてありますが、これは御承知のように特別法を国会で御審議を願う場合に、原案としましては当然に適及効は認めなかつたのであります。国会の御修正によりまして適及効をするようになつておるのであります。従つてこれもやはりそういう意味で安全保障条約の効力の発生の日以降生じた損失について

適用する。それと同じように適及効をするといふことを書き現わしたわけでありまして。

なお附則の二項は、特別損失の補償に関する法律の一部を次のように改正する、題名を直すといふことでございまして。「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の」、「等」を入れます。国連軍も含む、「行為による特別損失の補償」、そういうふうな題名を直す。

それから第一条で「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊」と、そういうふうに変更するといふことでございまして。

それから三は、全く今申しました新しい仕事を調達庁の主要事務とするといふ意味でここに四号を一つ入れるといふことでございまして。

それからあとやはりその趣旨によりまして関係条文のちよつと字句の整理でございます。

それから一番最後に「第十四条第一項中「百二十五条第一号及び第三号から第五号まで」を「百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」に改める。これは先ほど申しました前国会における土地収用法の斡旋制度による援用条文をこう直さんと合ひませんから直すだけでございまして。

○秋山俊一郎君 この第一条における土地等の問題につきましては、水産関係の漁業権といふものが含まれておるわけでありまして、これによりまして、これを適用することによつて、これは「収用する場合の例により」と書

それから第二条の占領終結、講和発効時から本協定の発効までの間の問題が空白となるのではないかという御質疑でございますが、これにつきましては只今も当庁の総務部長が御説明申し上げましたように、我々といしましては大体この漁船の操業制限というものは過去に遡つて制限するという行為が

りまするが、協定が効力を生じまして、又只今御審議を願つております本法案の施行されました後におきましては漁船の操業制限の例によつてやるのでありまして、従いまして制限禁止の法的手続をとりまして、補償は当然その中に含まれて来る、こういうふうに解釈いたしております。

た土地もあり或いは漁業その他において制限は、法律によつてはやらないにしても、演習その他の行為によつてこれが制限禁止をされると同じような形におかれておつた場所もあるはずなんでしょう。陸においても、水面においても……。従つて法律はないけれども、実質的には法律があつたと同じよ

○山田節男君 関連して。今の秋山委員の言われた質問に関連してですがね。先ほどの下田条約局長、それから調達庁の山内総務部長の御説明によると、今議題になつてゐる法案は国連の協定が日本の政府によつて受諾されて、いわゆる批准行為が済んで効力が発生した後にこれによるいろいろな補

して手続をやつてやることになつております。その關係が、事実過去に二年過つて禁止の規定をやるということが純粹に法理論的に見ますと困難じやないか、こういう観点に立つてゐるわけでございます。それから特損法の關係につきましては、これは間接被害の補償規定でございます、大体無過失の

責任を取つてゐるわけでございますが、これにつきましては過去の集積が溜つたものを発効後に現実をつかまえてそこで補償をして行きたい、こういう点で適及効を認めてゐるわけでございます。

○山田節男君 どうもはつきりしないのですがね。例えばこの国連協定が効力を発生して来てこの法律が適用されると、こういう場合に、この議題になつてゐるような漁船の操業の制限禁止等によつての損害は、もうこれは極端に言へば占領軍政当時から起きているわけですね。勿論これが平和条約が効力を発効して日本が独立国家となつて、国連軍としたならば、これは我々は何もおろ權利はないのだ、お客さんとして、ゲストとしてゐるお客さんとしてのだ、御迷惑をかけないようにして、我々は日本に朝鮮戦争が終るまでは置いてもらいたい、これは向うの最高指揮官がそう言つてゐる。然るに先ほど下田条約局長の説明によると、その裏面を言へば、いわゆる吉田内閣が軟弱外交で当然取れるべきものを取らないで、向うさんに補償をさせないで、国内問題としての財政措置を故なくしたということを言つてゐる。この漁船の操業禁止の規定によつて、占領軍政当時は勿論、講和条約発効後において今日に至るまで現に損害をこうむつてゐる。そういう場合に、国連協定の発効した場合に、そのときにはもうすでに過去独立になつてから後の二カ年、二年有半というものはずっと継続して同じの損失をこうむつてゐる。それを国連協定発効後においては、その前のものは見舞金でやるのだという方は、何としても筋道

がこれは立たない。補償すべき事態というものはずっと継続してゐるのだ。今の不動産部長の説明では、これは非常に僕は何と言いますか、不公平と云うか、内容において扱いが同じなので補償の額においては国連協定発効後においての措置と同じだということを言われるが、補償すべき対象というものはずつと占領軍政或いは平和条約が効力後、今日国連協定の発効するまで事態が續いてゐる。それを国連協定の以後においてはこれは正式の法律によつて補償するが、その前は一つの見舞金としてやるといふことは、これは行政措置としても非常に適當を欠くのではないか、今の御答弁ではその事態がどうもはつきりしない、そういうふうな不公平なことはあり得ないことです。

○千田正君 関連しまして。今秋山委員その他から質問があつた通り、これは併し一応聞いておきたいことは、立法に際して憲法のいわゆる国民の権利というものに対しての考え方、あなた方違つていられないかと思ふ。憲法第三章においては国民の義務と権利を裏付けられて、更に二十九条においては財産権の確立したところの法律があるわけですね。一方において不平等な法律の下にそういうことを均霑されないというところは、これは憲法違反の疑いがありますよ。こういう法律を出されるというところは、法の下においては何人といふことも平等でなければいかん、憲法はそう規定してある。二十九条においては、財産権は何人といふことも侵すことはできない。但し公共の福祉に適合する場合においてはこれは考えられるけれども、それにしてもそれは法の下においては平等でなければいけな

い。一方においては十分にやり、一方においては加減するなどというところは、これは法律としては立法の精神は平等でないといふは考えるのですが、あなたはどう思ふのですか。

○政府委員(山中一朗君) 只今の御質問であります、我々もいたしまして、平等でなければならぬというところについては勿論同意でございます。従いまして我々ではできるだけ早く国連協定ができて、事実行為における制限を一日も早くやめ、正式にこれを提供できるようなものは提供し得なければならないように置きたかつたわけでありまして、併しながら国連協定という一つの前提になる協定が現在まだできないので遺憾ながらかような状態になつておるわけでありまして、併しながらこれらの問題は、必ずしも全部が金銭に換換できないかも知れませんが、できるだけこれを早く、実施できるようにいたしまして、平行的に両方とも金銭的な面において或いはその他物質的な面において平等な取扱をいたしたいという考え方の根本的基礎については変りはないわけでございます。何故それでは漁船の操業制限については適及効を認めないのかという問題が残るわけでございますが、説明が不十分かも知れませんが、只今までも申し上げたように、一応制限とか禁止とかいふ事実行為は認められますが、これを二年間に遡つて一方的な告示を出すことが事実行動としてどういふような効果があるか、或いは事実上の問題としてこれは可能であるか、可能でないかということが我々といひましては相当問題ではな

いか、こう考へておるわけでございます。○千田正君 そういふことであなた方は法律を出してゐるのですか。そんなむちやくちやな法律の出し方ではありませんよ。やはり法律を出すためには、国民に平等でなければならぬ。少くとも国民が納得行くような法律でなければ法の精神といふものは効果が現われて来ない。あなたの言うことから言つて、二年前のことはまあ漁船の操業禁止したと、それによつて実害を受けてゐるかどうかといふことは十分でないで、調査したりなんかするのになかなか容易でないもので当然見舞金で処理しようといふことにはしか受取れない。併しそうではない、法律といふものは、何回も言う通り、国民の権利義務を規定するところの法律です。法律が出た以上は万民が納得するような法律でなければならぬ。一方においては補償金、一方においては見舞金、或いは遡らない、これは不平等ですよ、法律としては。こういうような法律をあなた方はおめ／＼国会のほうに出すというところは、先ほど私が申したように国連軍としては朝鮮戦争が継続する間は一つお客さんとして置いてもらいたい、平和条約発効後においてはもう何らおるべき点はない。併し日本政府はやはり国連軍に協力するという安全保障条約並びに平和条約の趣旨に従つてたゞ道徳的にこれを支援すると、国連軍もアメリカの駐留軍、駐留軍に準じてこれを待遇して来ているわけですね。そういうことになれば、こうして

国連協定ができれば、当然安全保障条約或いは日米行政協定によつて補償されてゐるものに対しては、国連軍協定によつて、国連軍によつてこうむつたいろいろの補償の問題も、これはやはりそれに準じて補償しなくちゃならぬ。これを何故さういふ差別待遇をするのか。その点が今のあなたの不動産部長の説明では、今千田委員の指摘があつたように非常に不公平である。大体我々の国会の了承しておつたことは、国連軍は米駐留軍の待遇を与える、それと平行して法的措置はということになれば、これは過去に遡つて安全保障条約或いは行政協定に基いてやると、補償はこれはやるべきものは論を待たない。今の説明では、非常に何といひますか、国連軍に対しては米駐留軍以上に日本が遠慮してゐるというか、そういうふうな恰好になつておる。納得できないというより、法的、立法の建前が非常に不公平だと思ふ。この点一体どうしてこういうことになつたのか。これは外務省がいらないとわからないが、特調が実際に行政的な機関として、そういうことで実際現場で納得するかといふのです。

○秋山俊一郎君 今それ／＼の委員から御指摘のある通りでありまして、この問題につきましては會つてしば／＼陳情等があつて、何とかしてくれという申出は調達庁のほうにも出ておる。然るに何ら法的措置がないからできない。この措置ができたら何とかしようというように今日まで来ておつたので、関係者といひましてはこの法律ができるということによつて、漸く自分たちの正式の補償をしてもらへるのだというふうな期待を持つてゐるわけですね。そこに持つて来て法律には何ら見舞金をやるでもなければ、補償

を付けるとも何ともない。ただこの協定によつて協定の効力が発生した後に改めて制限をして、それに対する補償をするというようにすることにしよう。今お話のような見舞金を出すとかがいふようなことは何にもない。それで非常なおかしいことになる。この見舞金というものは、或いは正式補償といふものも額においては同じになるでしよう。又なければならぬと思ひます。それが、それほどに調査或いは計算ができるものならば、ただ法律の文面によつてこの制限し或いは禁止することができるといふ文句はないために、そのいふことが条文に書けないといふことは非常におかしいことだと思ひますが、もつと実態に即した行き方をすべきであると私も考へる。従つてこの附則にあるものをそのまま附則を生かして来ればいわけなんです。それは調停庁としては、今お話のように法的措置がなかつたから補償その他のことはこの文面には書けないと、こゝういふ御解釈ですか。

○政府委員(山内隆一君) 不動産部長がすでにたび／＼この問題についてはお答えになつていますが、私も結局同じことを申上げるのですけれども、人が違へば又多少の説き方も違ふ場合があると思ひますが、まあ今の御議論の点は、実は私もだれじやなしに、関係の各省としましても會議を開いたときに、やはりたび／＼この問題は問題になつて、論議せられた点でありまして、やはり一部の考え方としては、講和条約発効まで遡つてこの適用をしたらいいやないかという意見も当然まああるわけなんです。それから又漁船の操業制限に関する法律そのものも

遡つて適用するんじやないが、やはり遡つて補償するといふ表現で出したらどうかという意見もあるわけなんです。ただそれに対して、一番私も考へて、これはまあ私も考へる間違つてゐるかも知れませんが、少くとも各省の話し合ひの結果、まあ最後に一致した点が今の点なんでありまして、漁船の操業制限に関する法律を既存法と同じように講和条約の発効の日まで遡るやうな、文章はともかくとして、そういうやうな意味のやうに書き現わした場合にどうなるか、そうすると將來に亘つてのものは正式にこの手続、なか／＼水面の使用とか漁船の操業制限はいろいろの手続が必要でありまして、相当細かな区域をきめて告示をするとか、或いは時間的の関係もはつきり公示するとか、まあいろいろの手続、内容も複雑になつておきますので、そういうことを將來に亘つてする。もう極力被害を少くし、又危険を少くするために当然水面を使う場合には法律に基いてやる必要がありま

が、過去に遡つて実施したものをそのまゝまゝく文章で表現して発表するといふことが果してうまくできるかどうか。又過去に遡つてどこ／＼の水面をどういふ区域で使ひとか、或いはその間漁船は入つちやいかなといふことを公示する、過去に遡つてそうすることとが果してどういふ価値を生ずるものだと、意味はないじやないかといふやうな事情がありまして、そこでまあ今のやうなことになるわけなんです。併しお話のやうに公平にやる、その損失を適当な補償をするといふことは、これはもう当然のことでありま

非常に恐縮なんです、これはもうどこまでも差別待遇をせず、予算措置、行政措置で以て補償をするといふことをまあ各省とも固く申合せておりますし、又私もその委員会等でもそういうものを奨励されて、はつきりまあ関係責任者としてお答えをしてあるわけでありまして、その点まあ私もはつきり考へた下にこんな法律になつたといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 今のお話を聞きますと、非常に私にはおかしいのですが、ね、大體国連軍は、それじや日本政府も何も言わないで、勝手気ままに今までやつていたのですか、何らかの話し合ひがあつたのじやありませんか。水面を使用するとか、或いは陸上の施設を使用するとか、或いは場合に、もう政府に何の話し合ひもなしに野放しに、勝手気ままにやつていたとは私も受取れないので、今後新しくいふことは、これはなか／＼僕は数はそうあり得ないと思ひます。問題は今まであつた占領軍政或いは平和条約が発効して後今日まで依然として継続してやつてゐることが問題なんであつて、そこが今の山内君の言われることは逆なんです。だから今のやうないきさつで、経過でこの法案ができたといふことになれば、現実の事態を把握してないといふことなんです。而も当面の責任者である特調がこゝろに現実の事態について全然知らないのか、関心を持たないのか、その結果不公平なことになつてゐる、かように考へるのですが、その点どうですか。

○山田節男君 今、秋山委員の質問ですが、今の山内総務部長の話によると、あなた一番当面の責任者が現実の事態を全然把握してないといふことになる。今の国連軍がやつてゐることは、これはもう占領軍政から引續いて講和発効後においてもずっと連綿して今日に至つてゐる。而もこの連綿に対しては、これは国連軍の協定ができるまでは日米行政協定に準じてすべてのものを処理してゐる、こゝういふ建前になつてゐる。それで今度こゝへ国連協定ができた場合には、当然これは過去に遡及してやらなければいけないので、今後新しくいふことは、これはなか／＼僕は数はそうあり得ないと思ひます。問題は今まであつた占領軍政或いは平和条約が発効して後今日まで依然として継続してやつてゐることが問題なんであつて、そこが今の山内君の言われることは逆なんです。だから今のやうないきさつで、経過でこの法案ができたといふことになれば、現実の事態を把握してないといふことなんです。而も当面の責任者である特調がこゝろに現実の事態について全然知らないのか、関心を持たないのか、その結果不公平なことになつてゐる、かように考へるのですが、その点どうですか。

○青山正一君 山田さん、秋山さん如何ですか、本日のこの政府委員は当面の責任者はいないのですから、これは本日は散会して頂いて、そして建設委員会は建設委員会、それから水産委員会は水産委員会でたび／＼會合を催して頂いて、そしてはつきりとした政府の責任者が出て頂いてこの問題を一つ統一して頂くといふことを条件として、本日は散会するといふことにしたらどうでしよう。

○山田節男君 今の青山委員の御意見は私異議はありませんが、併し今の問題とこの法律案の第一条の措置に関する問題につきましても、やはりこれはそれいつたやうな措置から行けば、今問題になつてゐる漁船の操業の制限禁止の問題と同じやうなものがあるわけなんです。同じやうな問題です。これは今の特調がこゝろに事態の認識不足なことを言ふのは、これは速記録に残つておれば政府の責任になるわけなんです。ですからこれは若し次回にやつて頂くのならば、やはりこれは所管大臣或いは長官が来て、或いは外務省側も交えてこれは一つはつきりしてもらわないと、今まで指摘された根本問題がはつきりしないのに法の審議をしても無駄だと思ひます。ですからこの点は今の青山委員の御提案に賛成しますが、ただそういう条件を出して頂いて今後の……。

○青山正一君 合同委員會を開くとか開かんといふことは両委員長のお任せることにして、一応今の説明では、これは非常にむずかしいわけですから、一つそれが十分論議できるやうに今後進めて頂くといふことの条件で、本日はこれで散会して頂きたい。(了解と呼ぶ者あり)

○委員長（深川タマエ君） 只今の青山委員の御動議の通り取運びますことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（深川タマエ君） 御異議ないと認めます。次回の連合委員会は水産委員長と協議して決定することにしたと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（深川タマエ君） 御異議ないようですので、さうですのうから取り計います。

本日はこの程度で散会いたします。

午後零時三十一分散会